

岩手県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等の名称について、次のとおり変更があった。

平成23年7月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称		所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
病院	医療法人社団山岡胃腸科内科医院 介護老人保健施設北上きぼう苑	介護老人保健施設北上きぼう苑	北上市本石町二丁目 1番45号	平成23年7月1日